

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料  
「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
イカ墨	イカの肛門部背面にある墨汁嚢に蓄えられている黒い液。 イカ墨は食品であることから、直接の管理はなされていないものの、アレルギー表示が勧められている品目としてイカ墨を含め、イカが含まれており、ごく少量の含有であっても表示される方向にあり、消費者の安全性は担保されている。	〈国内〉 ・食品安全委員会による評価状況：なし ・消費者庁：食品衛生法のアレルギー表示が勧められている品目としてイカ墨を含めたイカが含まれている。  〈国外〉 ・特段の情報はない。食品として扱われている。